

恵庭市医療助成事業 自己負担月上限変更の内容について

平成29年6月27日

1、変更内容： 重度・ひとり親・子ども 各事業共通

変更内容	現行	改正後
課税世帯の 自己負担月額上限 の変更	○入院 月額 44,400 円 ○外来(訪問看護含む。) 月額 12,000 円	○入院 月額 57,600 円 (多数回該当 44,400 円 ※) ○外来(訪問看護含む。) 14,000 円 (年額上限 14 万 4,000 円まで)

※ 過去12ヶ月以内に、同一助成かつ同一世帯内で3回以上、上限額に達した月がある場合は、4回目から 44,400 円とする。

2、多数回該当について

各医療機関様窓口では、上限額に達した回数が正確にはわかりませんので、多数該当の適用をいただかなくても結構です。

ただ、同じ医療機関で長期入院等の事情により、上限回数を把握いただける場合は、多数回として上限額を下げる対応をしていただけるとありがたいです。

なお、平成29年7月までに年3回以上、上限に達している場合は、平成29年8月以降最初から多数該当としてお取扱いただけます。

3、外来の年上限額について

毎年8月1日から翌年7月末までを1年間として計算いたします。

上限に達している方から申請をいただいての償還払いで対応いたしますので、医療機関様での対応は不要です。

4、変更をする期日： 平成29年8月1日診療分から